

中川事務所新聞

第62号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【クレジットを取扱う業界に激震！】

特定商取引法、割賦販売法が改正されました。改正内容は多岐に渡るのですが、注目すべきポイントを掲げます。

①指定信用情報機関の導入

これまでも民間版の信用情報機関がありましたが、それとは別に法律に基づく信用情報機関が創設され、ここで個人の信用情報が一元管理されます。

②適正与信義務と過剰与信の禁止

信用情報が一元化されることにより、与信管理が厳格に行わ

れます。

③この結果起こり得ること

クレジットカードの限度額引き下げと個別のローン契約の総合管理で、個人が利用できる信用取引額が大幅に縮小されます。

この結果、車や家電製品をローンで購入することが事実上不可能になり、関連業界では売上の大幅な減少が予想されます。

この法律の細かい運用についてはこれから徐々に明らかになりますが、高額商品販売やクレジットカード利用が慣習化している業界では、いまだかつて無い激震が走ることが予想されます。今後の動きに要注意です。

対策となりそうですが、言うまでも無く安易な融資頼みは控えたいところです。周りが浮き足立つときこそ、じっくりと自社の経営環境の把握と生き残り策を考えましょう。

【9月の事務予定】

- ・9月決算法人期末実地棚卸
- ・5月決算建設業決算変更届
- ・7月決算法人確定申告&納税
- ・1月決算法人中間申告&納税
- ・社会保険標準報酬決定
→天引き保険料の変更
- ・秋の交通安全運動(9/21~30)



【政府の経済対策】

間もなく政府から経済対策が発表されるようです。中小企業関連では、融資枠の拡大が主な



知ってお得！？法律雑学

Q. 妻が国民年金を滞納していたら、私の財産を差し押さえると言ってきました。そんなことが可能ですか？

A. 国民年金法第88条によると、国民年金保険料の納付については、世帯主と配偶者の一方が連帯して納付する義務を負われています。従って、妻

の滞納分を夫の財産差押えによって回収することは可能です。

なお、少し前までは国民年金保険料を差押えによって回収するのは、ごく一部の資産家だけのような雰囲気がありました。最近では差押えの対象が一般庶民レベルまで広がっているようです。制度の

健全な維持のためには望ましいことですが、やむを得ず滞納している人は十分気をつけましょう。



経営談義

【自社株の管理】

自社株、決算書では「純資産の部」について、金額面と株式というモノの面から考えてみます。

会社を作ったとき、最初に用意したものは資本金（例えば300万円）でした。そこから業歴を重ねていき、通算して黒字が多ければ価値が上がり、赤字が多ければ価値が下がっています。

決算書（貸借対照表）の純資産の部（右側の下半分）には、その結果が数値として示されています。例えば資本金が300万円で、純資産の部の合



計が900万円になっていれば、最初に出した資本金が3倍に増えたということになります。資本を出した者から見れば、この時点では投資は成功ということです。

次にモノの面です。これはほとんど意識することがないと思われそうですが、最近の権利意識の高まりと法務面重視の傾向から、管理が疎かでは後々支障が出てくることとなります。

管理ポイントはいくつかあります。小企業にとって重要なところは、株主名簿と株券です。株主名簿には株主の住所、氏名や持株数等の必要事項が真実の状態で記録されているでしょうか？これが間違っていると、後々のトラブルの原因になります。

また、平成18年4月以前設立の会社では、株券を発行することが義務付けられていますが、実務上は小企業では発行していません。これはこれで構わないのですが、株式を譲渡する場面では問題が生じます。このような会社は、早目に現行の規定である株券を発行しない会社への変更（登記が必要）をお勧めします。

自社株については、特別な機会でもなければ意識することは少ないと思いますが、たまにはじっくり考えてみてはいかがでしょうか。



猛烈に暑かった夏も盆を境に一気に終息を迎えたようです。このまま順調に秋が深まって欲しいものです。

八月の上旬に炎天下でスポーツをしたら、体中の水分が入れ替わるほどの汗をかきました。それを機会に暑さへの耐性が強化され、夏にもかかわらず他のスポーツをしたり、食欲が増したりで八月中は非常に元気に過ごせることができました。この勢いで九月以降も何かで体を動かし続けたいと思っています。

あじさい

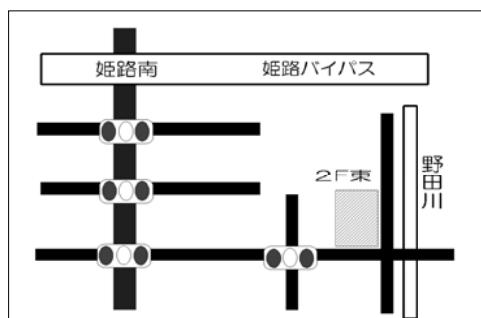
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp